

生徒が感染症に罹患した（疑いがある）場合の対応

県立西脇工業高等学校

保護者の方は、生徒が感染症に罹患した（疑いがある）際、出席停止とその手続き等について、下記のとおり対応いただきますようお願ひいたします。

1 インフルエンザもしくは新型コロナウィルス感染症（疑いがある）の場合

速やかに、本校（担任または学年）へ連絡してください。その際、学年・クラス、名前、現在の症状等を伝えてください。



医療機関を受診し、医師の診断を受けてください。

・受診時に、次の 2 点を確認してください。

- インフルエンザの場合は、A 型か B 型のいずれかを医師に確認してください。
※特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等の場合は「2 インフルエンザ以外の感染症の場合」をご覧ください。
- 処方薬の説明書に「インフルエンザ／新型コロナウィルス感染症」の治療用である旨が記載されていることを保護者で確認してください。
※記載されていない場合は、医師にインフルエンザ／新型コロナウィルス感染症である旨を明記した、当該医療機関で無料発行してもらえる書類を請求してください。



医療機関から帰宅されたのち、診断結果を本校に連絡してください。

(1) インフルエンザもしくは新型コロナウィルス感染症と診断された場合

・インフルエンザ

「発症した後（発症の翌日を 1 日目として）5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過」

・新型コロナウィルス感染症

「発症した後（発症の翌日を 1 日目として）5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過」
した後から登校可能です。新型コロナウィルス感染症の出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、マスクの着用が推奨されています

生徒が登校する際に、次の 2 点を持たせてください。

② 『インフルエンザ・新型コロナウィルス感染症に係る治癒報告書』

※（保護者による記入・捺印）

※お手元にない場合は、本校ホームページからダウンロードし、印刷してご利用ください。

① 医療機関発行の処方薬の説明書（生徒名と日付が記載されたもの）

(2) インフルエンザ等の感染症と診断されなかった場合

出席停止に該当しない疾患のため、欠席として取り扱います。回復したのち、登校してください。

2 インフルエンザ以外の感染症（疑いがある）の場合

速やかに、本校（担任または学年）へ連絡してください。その際、学年・クラス、名前、現在の症状等を伝えてください。



医療機関を受診し、医師の診断を受けてください。

①受診する際に、『証明書』（本校指定の様式）※を持参し、医師の証明を得てください。

※様式がお手元にない場合は、本校ホームページからダウンロードし、印刷してご利用ください。

※症状が改善するまで医師に記入していただけない場合は、再通院される際に証明を得てください。

※医師に上記の証明書を発行していただけない場合は、当該医療機関で無料発行してもらえる書類を請求してください。その際、「診断名」と、「感染性があり出席停止する必要がある」という旨を明記してもらってください。

②医師に、再通院する日や、症状がなくなり登校できる日(見込み)はいつになるかを確認してください。



医療機関から帰宅されたのち、診断結果を本校に連絡してください。

(1) 感染症に罹患したと診断された場合

主要な症状が消失し感染の恐れがないと医師が診断するまで登校できません。

医師の登校許可を得て、生徒が登校する際に、『証明書』（医師による記入・捺印）を持たせてください。

(2) 感染症と診断されなかった場合

出席停止に該当しない疾患のため、欠席として取り扱います。回復したのち、登校してください。